令和元年度 事業の見直し(事業再検証)(案)

修正対比表

項目	パブリックコメント時 :今回削除となった部分	修正案 :今回追加となった部分	修正理由
【8 ペ-ジ】 23 市民トイレ管 理事業	・見直し内容 「費用対効果の観点と周辺のトイレ環境の変化から市民トイレを廃止します。その跡地については、関係機関と調整し立地を活かした有効な活用を検討します。(-)」	・見直し内容 「費用対効果の観点と周辺のトイレ環境の変化から市民トイレを廃止します。その跡地については、関係機関と調整し立地を活かした有効な活用策を <u>令和2年度中に</u> 検討します。(-)」	有効な活用策の検討時期を明記しました。
【8 ペ-ダ】 25 在宅高齢者支援事業	・見直し項目 「日常生活用具の給付」理美容サービス、高齢者外出支援事業の 見直し」 ・見直し内容 「介護保険制度においても在宅高齢者に対する支援を行っている ことから、 <u>事業の整理を行い</u> 日常生活用具の給付、理美容サービ ス、高齢者外出支援は見直しを行います。(R2)」	・見直し内容 「介護保険制度においても在宅高齢者に対する支援を行っている」	事業の整理を行い、見直し内容と時期を明 記しました。
【13ページ】 50 奨学資金事業	' 兄且 U 内谷	・見直し内容実施時期 「R3」 ・見直し項目 「奨学資金事業の <u>見直し」</u> ・見直し内容 「 <u>令和2年度は、奨学生の新規募集を継続します。なお、令和3年</u> 度以降の制度のあり方については令和2年度中に検討します。 (R3)」	市議会や市民の意見を踏まえ、令和2年度は事業を継続し、令和3年度以降のあり方を検討する内容に修正しました。

項目	パプリックコメント時 :今回削除となった部分	修正案 :今回追加となった部分	修正理由
P 立 留 寸 永 庭 児童育成 クラ ブ運 営事 民間 留 守 家 庭 児童 章 支 援 ブ運	・見直し内容 「・保護者負担の軽減を図るため、平日(学校休業日を含む)終了時間や学校休業日の開始時間を拡大し、受け入れ体制が整ったクラブから実施します。(R2) ・受益者負担の適正化のため、クラブ運営に係るコスト増加に伴う育成料の改定を検討します。(-) ・育成支援の内容について質の向上を図るため、担当エリアのクラブマネジメント及び巡回指導等を行うスーパーバイザーを配置します。(R2) ・現在、クラブの利用は通年を基本としていますが、ニーズを把握した上で、夏季休業中のみの受け入れについて、検討します。(-)」	・見直し内容 「・保護者負担の軽減を図るため、平日(学校休業日を含む)終了時間や学校休業日の開始時間を拡大し、受け入れ体制が整ったクラブから実施します。(R2) ・受益者負担の適正化のため、クラブ運営に係るコスト増加に伴う育成料の改定を検討します。(-) ・クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施します。(R2) ・現在、クラブの利用は通年を基本としていますが、ニーズを把握した上で、夏季休業中のみの受け入れについて、検討します。(-)」	かりやすく修正しました。
	・見直し内容 「・民間保育所の設備面の充実が一定図られたため、備品購入等 に対する補助金を <u>減額します。</u> (R2) ・民間保育所において支援が必要な子どもたちの受入体制を拡充 する必要があるため、保育士の加配等に対する補助金の充実を図ります。(R2)」	、尺関保奈氏において支援が必要なスジェたたの妥 λ 休期を妨ち	保育士の加配等に対する補助金の充実を 図るため、備品購入に対する補助金を減額 ではなく、原則廃止に修正しました。
	入等に対する補助金を <u>減額します。(R2)</u> ・民間認定こども園において支援が必要な子どもたちの受入体制を 拡充する必要があるため、保育士の加配等に対する補助金の充実	・見直し内容 「・民間認定こども園の設備面の充実が一定図られたため、備品購入等に対する補助金を <u>廃止します。</u> (R2) ・民間認定こども園において支援が必要な子どもたちの受入体制 を拡充する必要があるため、保育士の加配等に対する補助金の充 実を図ります。(R2)」	保育士の加配等に対する補助金の充実を図るため、備品購入に対する補助金を減額ではなく、廃止に修正しました。

項目	パプリックコメント時 :今回削除となった部分	修正案 :今回追加となった部分	修正理由
妊娠・出産・子 育て支援事業	を委託していますが、競争による質の向上を図るために、委託内容の見直しを含め民間事業者等を含めたプロポーザル方式での業務委託が可能かどうかを <u>令和3年度末</u> までに検討します。(-)・一時預かり事業について、令和元年度中に発出予定の国の補助要綱を参考にしながら、要保護児童対策協議会の対象ケースなど養育の難しい家庭が負担な〈利用できる制度の構築が可能かどう	の見直しを含め民間事業者等を含めたプロポーザル方式での業務委託が可能かどうかを <u>令和2年度末までに検討します。(</u> -) ・一時預かり事業について、令和元年度中に発出予定の国の補助 要綱を参考にしながら、要保護児童対策協議会の対象ケースなど	早期に検討を進めるため、検討時期の修正と時期を明記しました。
88 地域子育て支	に気軽に子育て中の親子が交流し、子育てについて相談できる拠点が必要であるため、設置を図ります。(R3)・こども・若者ステーションのプレイルームを含めたプレイルームの休日開所について、その必要性や各運営主体の体制面、安全面を考慮した上で、検討します。(-)	点が必要であるため、設置を図ります。(R3) ・こども・若者ステーションのプレイルームを含めたプレイルームの休日開所について、その必要性や各運営主体の体制面、安全面を考慮した上で、検討します。(-) ・こども・若者ステーションのプレイルームが、子育て支援の充実のために、市内にある他の子育て支援拠点との関係において果たす	早期に検討を進めるため、検討時期を修正しました。
[20ページ] 89 久代児童セン ター運営事業	・見直し内容 「 <u>市の子育て施策全体の方向性の中で久代児童センターの役割を</u> <u>整理した上で、令和4年度までに検討します。(-)</u> 」	・見直し内容 「 <u>久代児童センターの今後の在り方について、令和2年度末までに</u> 方向性を検討します <u>。(-)</u> 」	早期に検討を進めるため、検討時期を修正しました。